

あなたの暮らしのパートナー

水道・下水道のトラブルは突然起こるもの…そんなときにお力になれるのが給水装置指定工事店・排水設備指定工事店です！トラブルの早期解決にお役立てください！



なはの水

vol.27
2020.2

水道・下水道のトラブルが発生したときのために、大切に保管してください。
上下水道局のホームページには、全ての指定工事店を掲載しています。そちらもご参照ください。



技研工業株式会社	給 排	曙	☎ 098-861-2554
桐和空調設備株式会社	給 排	曙	☎ 098-861-1751
有限会社 環設備工業	給 排	安謝	☎ 098-941-7771
有限会社 安信サービス	給	安謝	☎ 098-862-8772
株式会社 太閤建設	給 排	おもろまち	☎ 098-951-0885
有限会社 新居開発	排	楚辺	☎ 098-853-9200
合資会社 明光電気	給 排	壺川	☎ 098-833-3068
有限会社 環衛開発	給	壺川	☎ 098-832-6309
合資会社 大進工業	給 排	泊	☎ 098-867-5862
株式会社 永山組	給 排	港町	☎ 098-867-3387
三栄工業株式会社	給 排	港町	☎ 098-868-0191
株式会社 新共電気工業	給 排	国場	☎ 098-855-5589
南光開発株式会社	給 排	国場	☎ 098-855-7819
有限会社 丸宮産業	給 排	古波蔵	☎ 098-834-8668
株式会社 栄建	給 排	仲井真	☎ 098-835-3296
株式会社 沖縄工業	給 排	真地	☎ 098-853-6507
有限会社 あおい設備工業	給 排	首里石嶺町	☎ 098-884-1644
株式会社 琉泉設備	給 排	首里石嶺町	☎ 098-886-6295
株式会社 正太商事工業	給 排	首里久場川町	☎ 098-887-5853
クリーンワン	給	首里崎山町	☎ 098-886-6871
有限会社 久工設	給 排	首里平良町	☎ 080-1347-5808
株式会社 日動水道	給 排	南風原町	☎ 098-987-4311
夢電株式会社 Muden	給 排	南風原町	☎ 098-851-3927

※このページは指定工事店を対象とした有料広告となっています。

給水装置工事及び排水設備工事の施工は指定工事店へ

住宅・事務所・店舗などの新築やリフォームで水まわり（台所・トイレ・手洗い・お風呂場・洗濯機置き場など）の工事や申請等を行う場合は、上下水道局から指定を受けた指定工事店に依頼する必要があります。申請なしに工事をされると無届工事になります。指定工事店とは、給水装置工事や排水設備工事を適正に施工できるものとして法律及び条例にもとづき上下水道局が指定した工事業者です。また、給水装置工事や排水設備工事は、みなさまの費用負担により行われますので、依頼の際は、指定工事店と工事の範囲、費用、工事期間等を確認して納得したうえで契約してください。
なお、指定工事店では工事の相談や現地調査、見積もりのほか各種申請手続きを行っています。（3社以上の見積もりを取るようにおすすめします。）詳しくは上下水道局ホームページでご確認ください。http://www.water.naha.okinawa.jp



「下水道の日」
花の苗とバガス肥料を配布しました！

「沖縄県企業局総合訓練」
ぼくたちも訓練に参加しました！

目次

上下水道モニター制度のご紹介……………	P1、2	小規模貯水槽の維持管理について、水道施設の耐震化率…	P8
災害にそなえて 上下水道局のとりくみ……………	P3、4	上下水道局からのお知らせ……………	P9、10
平成30年度決算のあらまし……………	P5、6	あなたの暮らしのパートナー(有料広告)……………	P11
令和元年度水道水定期水質検査結果……………	P7		

上下水道の使用開始・中止・使用者の名義変更、料金に関すること、口座振替等、各種お問い合わせはこちらへ

上下水道局お客様センター TEL: 941-7804・941-7834 FAX: 941-7824

営業時間 月曜～土曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日を除く）
午前8時30分から午後6時まで



「みずプラッサ」は那覇市
上下水道局庁舎の愛称です。

発行 那覇市上下水道局
所在地 〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1
http://www.water.naha.okinawa.jp



限りある 水資源を 大切に！

再生紙を使用しています。



上下水道モニター制度のご紹介

上下水道モニターとは、会議への参加をとおして上下水道事業への理解を深めていただくとともに、ご意見・ご要望をいただき、サービスの向上と効率的な事業運営を目的とする制度です。毎年度15名の方に委嘱しています。会議や活動の中で様々なご意見・ご要望をいただきました。今回は、その一部をご紹介します。

上下水道モニター委嘱式・第1回モニター会議（7月22日）



那覇市内の各地区から抽選で選ばれた15名の方に委嘱状をお渡ししました。委嘱式のあとは、市内各地域の水の流れや水圧の状況を確認する集中監視室と、毎日水質をチェックする水質検査室を見学しました（集中監視室と水質検査室は、一般の方は通常立ち入ることができません）。その後、体験型施設であるみずの資料館を見てまわりました。

集中監視室の見学の様子です。市の管理する7つの配水池と3つのポンプ場の水量、水位、水質が一覧でき、同時に残留塩素濃度の状態も確認できます。また、各水道施設にはセンサーが設置されていて、不審者が勝手に施設に立ち入ると警報で知らせてくれる等の説明がありました。



ひととおり局内を見学した後に、第1回目モニター会議が開催されました。会議では活発な意見が交わされました。水道料金等の仕組み、水質等に関して質問が出たり、再生水の活用等について意見が交わされました。

第2回モニター会議（12月18日）



水道水と市販のボトルウォーターの飲み比べクイズと、第1回アンケートで出た質問や要望等への質疑応答を行いました。飲み比べクイズは、水道水は沸騰させ冷やしたものを用意し、市販の水は軟水、硬水を各種取り揃えました。普段から市販の水を買っている方は、いつも飲んでいる市販の水を言い当てることもありましたが、その他はわからない、大きな違いが感じられない等の意見がありました。

モニター施設見学（10月4日）

泊配水池（市）、北谷浄水場・海水淡水化センター（県企業局）、倉敷ダム（県）やみずクリン那覇（那覇浄化センター・県）など、市、沖縄県や沖縄県企業局が管理する上下水道施設を見学しました。初めて訪れる各施設に関する、各モニターからの感想を紹介します。



<泊配水池>

- 飲み水が貯めてあるだけと想像していたが、実際は職員が遠隔監視されてセキュリティ対策がなされている。緊急時の対応、対策もされていて驚いた。社会インフラの中でも重要な水を供給する仕組みを知ってよかった。安心して水を使える。
- 外観は白く、地域の景観にも合っていると思う。飲み水を扱う施設なので、普段は検査を受けた方しか入場できないという説明には当然と思う一方で、とても感心した。

<北谷浄水場>

- 飲みにくいと言われる硬度が高い水を低減化し、違和感なく飲むことができる技術の進歩のすばらしさに感心した。
- 北谷浄水場から送られてくる水は硬度が高めだが、その改善に取り組んだことで、家庭に届く頃には硬度が下がった飲みやすい水になると説明を受けた。その設備や日々の取り組みに感動した。



<海水淡水化センター>

- さながら巨大な真水製造工場といったところで圧倒された。これでも、全体の割合では、一日の平均取水量の1.2%しかないなんて。節水がいかに大事かを思い知らされた。雨が降らない等もしもの時に頼りになるし、支えがあるという事は大いにありがたい。

<倉敷ダム>

- ダムが水を貯める機能のほか、洪水被害を防ぐ施設だということをはじめて知った。これからは益々安定供給を図り、水と人の暮らしの調和を図ってほしい。
- あまり大きなダムではないけれど、現在に至るまでの歴史を考えると、水の底にずんだ人々の営みを感じることができた。



<みずクリン那覇（那覇浄化センター）>

- 下水をきれいにしてくれてありがたく思う。浄化施設内にある途中の池にはグッピーが元気に泳いでいて、水がきれいになっていく様を感じた。
- 下水処理というのは、下水を浄化し、再び川や海に戻す程度の認識しかなかった。下水処理の途中で発生したガスで、浄化センターの電力の4割をまかなうことや、処理後の汚泥が有機肥料として有効利用されることを知り、大変勉強になった。

モニター活動は、3月まで続きます。モニターのみなさんよろしくお願いします！

あなたも上下水道モニターになってみませんか？

上下水道局では、毎年4月上旬から上下水道モニターの募集を行っています。この広報誌配布時点では募集を行っておりませんが、興味がある方はぜひお問い合わせください！

対象 那覇市内在住の20歳以上で上下水道事業に関心があり、平日の会議等（会議は14時から16時半、変更の場合あり。施設見学は9時から17時、変更の場合あり。）へ参加可能な方。但し、公務員の方の参加はお断りしております。

内容 会議への参加（年3回予定）施設見学への参加（年1回）、アンケート調査への回答（年2回予定）など ※モニター活動への参加実績に応じて、謝礼金をお支払いいたします。（会議・施設見学3,000円/回、アンケート調査1,000円/件）

定員 15名 ※応募多数の場合は、抽選にて決定します。先着順ではありません。

その他 募集要項・応募方法等詳細は、4月上旬に上下水道局ホームページに掲載するほか、上下水道局お客様センター窓口や本庁舎受付等でチラシを配布いたします。

【お問い合わせ】総務課総務係 TEL：974-7801





災害にそなえて

九州合同防災訓練に参加してきました

令和元年10月9日、10日に鹿児島市で開催された「第7回 日本水道協会九州地方支部合同防災訓練」に那覇市上下水道局も参加してきました。

この訓練は、九州地方で災害が起きたときに各都市が迅速かつ連携して被災地支援に取り組めるよう、九州各県の水道局職員が一堂に集い、毎年開催されているものです。今回は鹿児島市の平川浄水場を中心に応急給水訓練と応急復旧訓練が行われ、九州全土から38の水道事業体、約120名が参加しました。

実際の災害を想定した訓練は緊張感に包まれ、参加した各都市は災害対応の過酷さや訓練の重要性を改めて認識すると共に、更なる連携強化の必要性を確認しました。

上下水道局では、災害時においても市民の皆さまに安全安心な水をお届けできるよう、引き続き防災体制の強化に努めてまいります。



令和元年度 沖縄県企業局総合訓練(応急給水)

上下水道局では、昨年度より沖縄県企業局と体制強化を目的とした「受水事業体と連携した情報伝達訓練及び応急給水訓練」を行っており、今年度も11月13日(水)に実施しました。この総合訓練は水道災害相互応援協定に係る訓練で、今回は、応急給水基地の伊覇調整池(八重瀬町)へ給水車3台を派遣し、小禄金城公園を応急給水所とした訓練を行いました。



水質検査を行います

伊覇調整池での給水の様子

小禄金城公園での様子



上下水道局のとりくみ



令和元年度 那覇市上下水道局防災訓練



災害時の初動体制の確立と危機管理意識の向上を図るため、令和元年7月27日(土)、上下水道局職員を対象に、本市で強い地震が発生したことを想定した防災訓練を実施しました。今回は災害時応援協定を結んでいる3団体が参加し、一緒に訓練を行いました。

上下水道局庁舎では、災害発生から24時間が経過した場合と72時間後の場合を想定し、対策本部の設置運営や応援要請、応急計画の策定などを行いました。

また、新都心公園などでは、「緊急貯水槽」を使用した給水訓練や「マンホールトイレ」の設置訓練などが行われました。

真夏の暑い中での訓練となり、予定よりも時間が繰り上がるなどの事態にも対応しながら、職員皆がそれぞれの役割を再認識し、スキルアップを図ることのできた訓練となりました。



緊急貯水槽の開栓作業訓練



給水車を用いた給水訓練の様子



マンホールトイレ

簡単！非常時トイレの作り方

大きな災害が発生した場合、宅内排水管や公共下水道施設などが機能しなくなり、普段使用している水洗トイレが使えなくなる可能性があります。そのような場合に備えるため、手作り簡易トイレの作り方を紹介します。

1. 用意するもの



- 段ボール板 (以下: 板)
- 段ボール箱 (以下: 箱)
- ゴミ袋・はさみ・カッター

2. 箱の加工



- 箱のミミを内側に折り込みます。

3. 板の加工



- 板に輪郭をかき入れます。
- 4隅に切り込みを入れ、内側に折り込みます。

4. 土台の製作①



- 板の中央部を切りとります。
- 切り取り後の板を箱にはめ込みます。

5. 土台の製作②



- 土台の完成です。

6. トイレの製作①



- 完成した土台にゴミ袋をかぶせます。

7. トイレの製作②



- ゴミ袋をかぶせた土台の中に新聞紙などを入れます。

8. トイレの製作③



- 切り取った板を裏返し、蓋として使用します。
- 簡易トイレの完成です。

「簡易トイレ」は、インターネット上で様々なサンプル事例が紹介されておりますので、ご確認ください。

【お問い合わせ】 下水道課 TEL: 941-7808



平成30年度決算のあらまし



水道事業

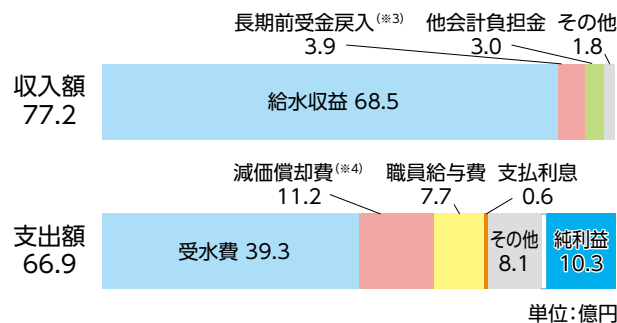
平成30年度の水道事業は、16万4,796戸へ3,845万3,175㎡の水を供給しました。このうち、水道料金の対象となった水量は3,714万8,348㎡で、有収率は96.6%となっています。また、建設工事については、水道管布設延長3,736.9mの工事を行い水道施設の整備拡充に努めています。

収益的収支(※1)(税抜き)

総事業収益77.2億円に対して、総事業費用66.9億円となり、純利益10.3億円を計上しています。

収益的収入は、水道料金である給水収益が大部分を占め68.5億円、長期前受金戻入(※3)が3.9億円、他会計負担金3.0億円等となっています。

収益的支出は、県からの浄水購入費である受水費が39.3億円、減価償却費(※4)が11.2億円、職員給与費が7.7億円等となっています。

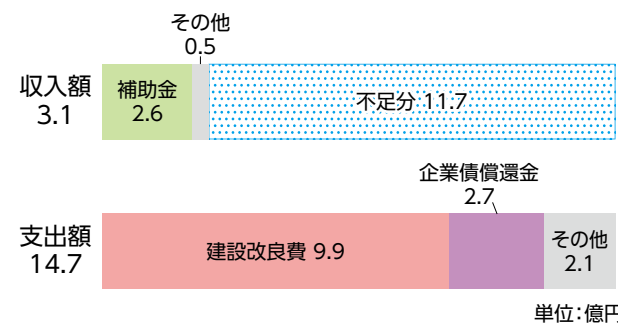


資本的収支(※2)(税込み)

資本的収入3.1億円に対して、資本的支出14.7億円となっています。不足分は、建設改良積立金などの内部留保資金で補てんしています。

資本的収入は、補助金が2.6億円等となっています。(このうち0.1億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。)

資本的支出は、建設改良費が9.9億円、企業債償還金が2.7億円等となっています。

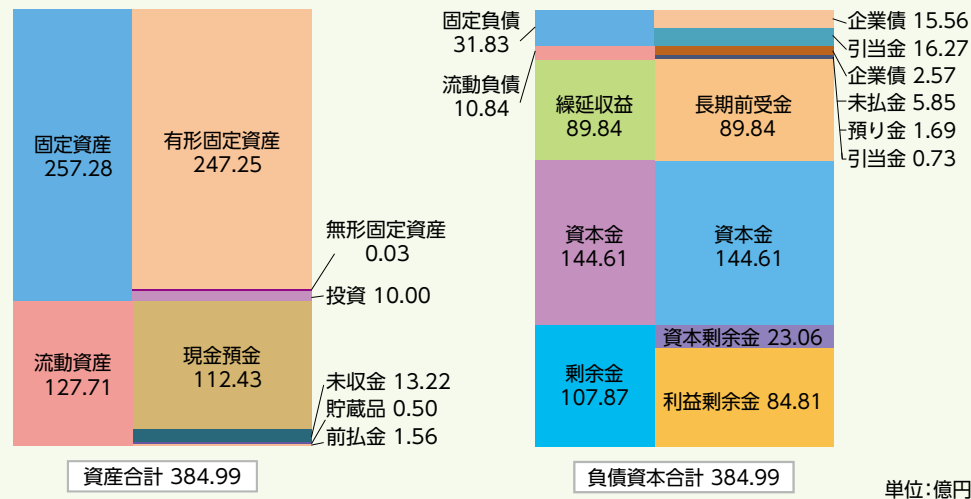


バランスシート(※5)

平成31年3月31日時点の水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、水道施設等の有形固定資産が247.25億円、水道施設の更新財源等となる現金預金が112.43億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が89.84億円、企業債が18.13億円等となっております。



利益の処分(※6)

平成30年度に生じた純利益10.3億円全額を建設改良積立金に積み立てることを市議会へ提案し、令和元年10月に議決を得ました。

下水道事業

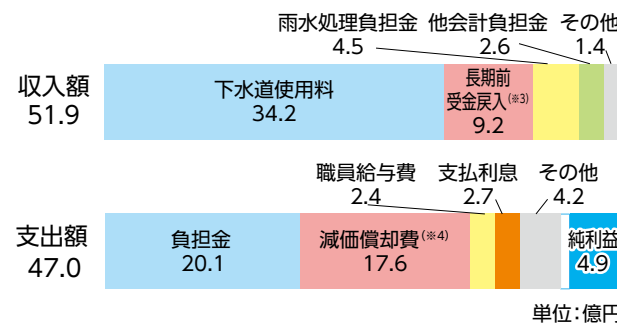
平成30年度の下水道事業は、15万5,245戸から排出された汚水3,560万3,162㎡を処理しました。行政人口に対する下水道の普及率は98.2%で、処理区域内の接続率は95.9%となっています。また、建設工事については、下水道管渠総延長1,005.1mの工事を行い汚水処理未普及地区の解消や浸水対策等に努めています。

収益的収支(※1)(税抜き)

総事業収益51.9億円に対して、総事業費用47.0億円となり、純利益4.9億円を計上しています。

収益的収入は、下水道使用料が34.2億円、長期前受金戻入(※3)が9.2億円、雨水処理負担金が4.5億円、他会計負担金が2.6億円等となっています。

収益的支出は、流域で下水道を処理する負担金が20.1億円、減価償却費(※4)が17.6億円、職員給与費が2.4億円、支払利息が2.7億円等となっています。

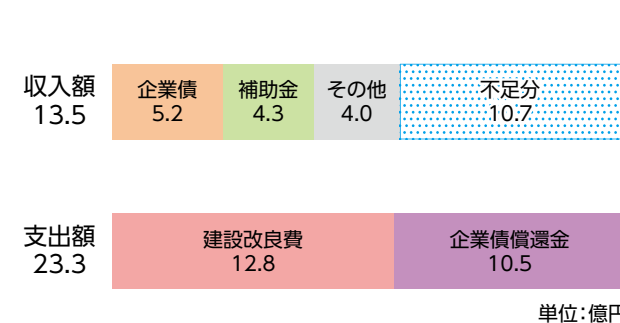


資本的収支(※2)(税込み)

資本的収入13.5億円に対して、資本的支出23.3億円となっています。不足分は、減債積立金などの内部留保資金で補てんしています。

資本的収入は、企業債が5.2億円、補助金が4.3億円等となっています。(このうち0.9億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。)

資本的支出は、建設改良費が12.8億円、企業債償還金が10.5億円等となっています。

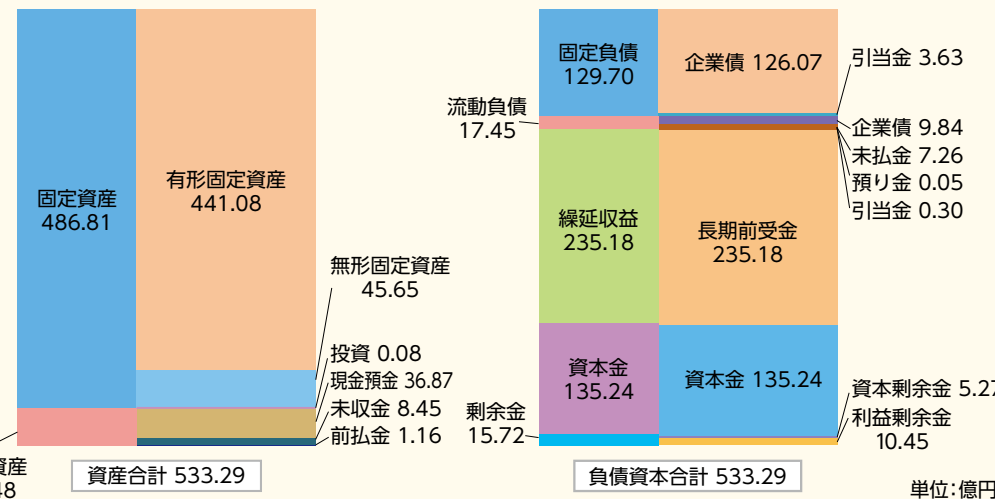


バランスシート(※5)

平成31年3月31日時点の下水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、下水道施設等の有形固定資産が441.08億円、下水道施設の更新財源等となる現金預金が36.87億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が235.18億円、企業債が135.91億円等となっております。



利益の処分(※6)

平成30年度に生じた純利益4.9億円全額を減債積立金に積み立てることを市議会へ提案し、令和元年10月に議決を得ました。

用語解説

※1 収益的収支

各年度の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を発生の実態を基準として計上します。現金の収支を伴わない収益と費用も計上されます。予算書の様式で第3条に記載することとされているので、3条予算ともいいます。

※2 資本的収支

施設を新設・更新等するための財源と経費のほか、企業債の元金償還金等も計上します。予算書の様式で第4条に記載することとされているので、4条予算ともいいます。

※3 長期前受金戻入

償却資産を取得又は改良する際に財源として受入れた補助金等は長期前受金として整理され、償却資産を減価償却する際に収益として計上します。現金収入を伴わないので、減価償却費等から生じる内部留保資金を減額させることになります。

※4 減価償却費

償却資産の価値の減少分を費用として計上します。現金支出を伴わない費用で、損益勘定留保資金として企業の内部に留保され資本的支出の財源となります。

※5 バランスシート(貸借対照表)

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書です。

※6 利益の処分

毎事業年度に生じた利益の使い道を定めることです。議会の議決が必要です。

【お問い合わせ】 企画経営課 TEL: 941-7803

暑さに注意! のどが渇く前に水を飲む習慣を!



令和元年度 水道水定期水質検査結果 ～安全・安心 那覇市の水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 下記に令和元年度に実施した水道水の全基準項目検査結果を掲載しています。詳しい検査結果や最新の結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所中、5か所の結果を掲載しています。
- 上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

法定基準項目 ■表中の<[数値]>は、[数値]未満の意味です。

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水）					備考
			県企業局西原浄水場系統			県企業局北谷浄水場系統		
			末吉公園	繁多川交番	小祿南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園	
1	一般細菌	100 個以下/mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	無機物質・金属類
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.03	0.03	0.04	0.47	0.46	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.016	0.018	0.018	0.073	0.076	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	一般有機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	消毒副生成物
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.08	0.08	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.01	0.0099	0.012	0.0026	0.0031	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.016	0.016	0.018	0.016	0.019	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007	0.0006	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.044	0.044	0.053	0.038	0.044	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.003	0.004	0.004	<0.002	<0.002	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.015	0.015	0.018	0.0082	0.0098	金属類
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.0034	0.0035	0.0046	0.011	0.012	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.038	0.038	0.037	0.034	0.034	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.001	0.002	0.002	0.004	0.001	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	17.3	18.1	17.5	28.1	28.2	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	23.6	23.8	24.6	31.3	30.8	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	26	26.9	27.3	81.3	78.8	無機物質
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	88	88	96	165	169	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	有機物質
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	臭気物質
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	有機物質
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L以下	1	1	1	0.9	0.9	基礎的性状
47	pH値	5.8 以上、8.6 以下	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
上記水質基準項目検査結果の判定			水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	
	遊離残留塩素	0.1 mg/L以上	0.6	0.7	0.5	0.6	0.5	衛生的措置

(注) 上記に記す1～51項目の水質基準は、水道法第4条に基づく基準です。
遊離残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく基準です。

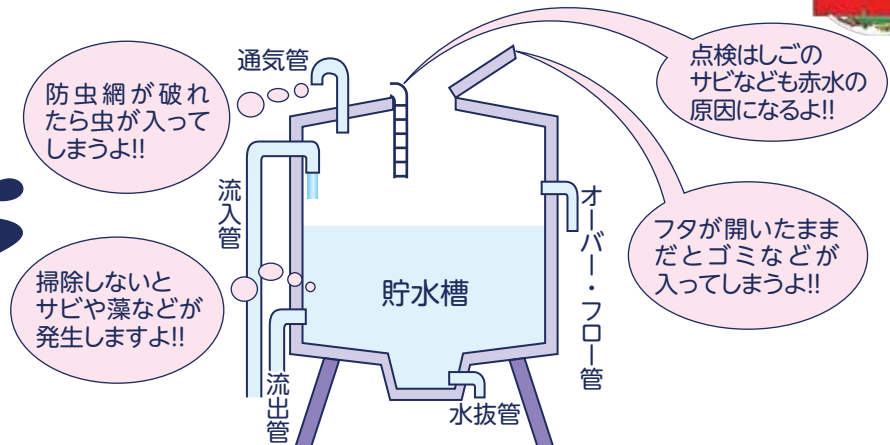
【お問い合わせ】 配水課 TEL：941-7806



年1回以上の清掃、水質検査を行うようにしましょう。



水槽の主な 汚染原因



アパート、マンション等の飲み水をより安心してご利用できます。

- 上下水道局は、貯水槽水道の管理が好ましくない場合には、必要に応じて設置者に対し、指導・助言及び勧告を行います。
また、貯水槽水道の利用者に対して情報提供を行います。
- アパート等の貯水槽容量が 10 m³以下（小規模貯水槽水道）の場合には、上下水道局が認める事業者が年1回以上定期的に清掃、水質検査を行わせるようにしましょう。その結果を上下水道局に届け出てください。申し出があれば上下水道局から管理状況のシールを交付します。一般家庭もこれに準じて管理するようにしましょう。
- 貯水槽容量が 10 m³を超える（簡易専用水道）場合には、従来どおり水道法によります。

【お問い合わせ】 料金サービス課給水工事係 TEL：941-7810

水道施設の耐震化率

主要な管(基幹管路)※1約119km、その他の管(配水支管)※2が約711km、全体で約830kmあります。現在の主要な管の耐震化率は28.4%、配水池の耐震化率は91.3%、ポンプ場の耐震化率は100%となっており、引き続き水道施設の耐震化を進めていきます。

また今年度は豊見城配水池建設事業もスタートし、配水池の耐震化率100%を目指します。

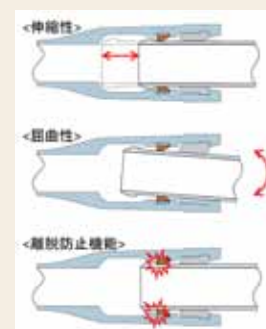
※1 口径300mm以上 ※2 口径300mm未満（数値は平成30年度末時点のものです）

水道管の耐震化について

上下水道局では地震などの災害に備え水道施設の耐震化を進めています。水道管の更新時には「伸縮性」・「屈曲性」・「離脱防止機能」を備えた耐震管へと布設替を行っています。



抜けずに
伸びて曲がる!!
だから、地震でも
安心。



耐震管は、地震に強いだけでなく、津波や液状化などの二次災害、台風や豪雨などの自然災害でも優れた継手性能により被害を免れた事例が多数あり、今後も引き続き水道施設の耐震化を進め、災害に強い安全・安心な水道施設整備に取り組んでいきます。

【お問い合わせ】 水道工務課 TEL：941-7807



上下水道局からのお知らせ

市民のみなさまへのお願い

●食用油や生ゴミを流さないでください。

排水溝に油を含んだ排水や生ゴミを流すと、排水管内や下水管内で固まり、つまりや悪臭の原因となります。



●下水管の清掃

公共下水管内が詰まった場合には、管口テレビカメラや高圧洗浄車などの特殊な機器・機械を使用し、原因の特定・除去を行います。



管内つまり状況の例 管内から除去された油塊の例

※宅内側の排水管のつまりなどは、各家庭で解消してください。

飲食店・事業場の皆様へ

グリース阻集器(グリーストラップ)の適正管理保守管理は万全ですか？

飲食店やホテル、病院等では大量の食材を調理し食器の洗浄をするので、多量の油分が含まれています。油分を取り除くため、グリース阻集器を設置しなければなりません。

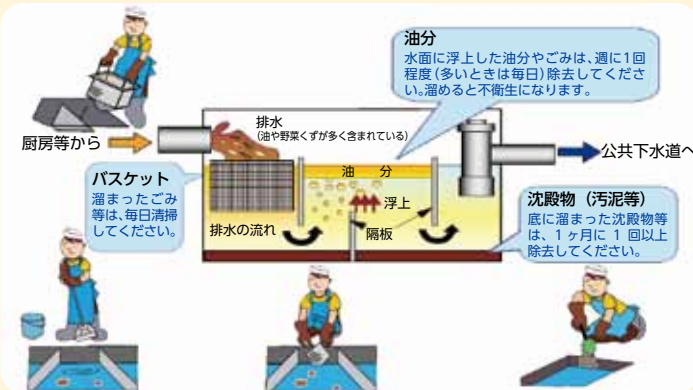
この油分を除去することなく排水しますと下水道排水設備の排水管をつまらせ、維持管理で大きな問題になるばかりでなく、下水処理場の処理機能を低下させ、最悪の場合、処理水放流先河川等の水質に影響を与えます。

※グリース阻集器(グリーストラップ)とは、油脂分を大量に排出する事業場に設置し、下水道施設を損傷したり汚水処理機能を阻害しないよう、ゴミ、油脂分を取り除く油脂分離装置です。

【以下の3点の管理を確実に行ってください。】

- ①バスケット(金網かご)の清掃は毎日行ってください。
- ②浮き上がった油脂分は週1回以上(多いときは毎日)除去してください。
- ③グリーストラップの槽内の沈殿物は、月1回以上清掃し、除去してください。

◆上記①については、燃えるゴミ(一般廃棄物)として処理してください。
②、③については、産業廃棄物となりますので容器に保管して、都道府県知事の許可を取得した産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。



【お問い合わせ】
料金サービス課排水設備係 TEL: 941-7810

●油の処理方法

・市販の油凝固剤などを使用して固め、「もやすゴミ」として捨てます。

・紙パックやポリ袋などに新聞紙などを詰めてしみ込ませ、口をしっかりとめて「もやすゴミ」として捨てます。



●生ごみの処理方法

・水分を切ってから、「もやすゴミ」として捨てます。

●ティッシュペーパーや紙おむつなどを流さないでください。

トイレにティッシュペーパーや紙おむつなどを流すと、トイレや排水管内などのつまりの原因となります。トイレペーパー以外は流さないでください。

●石油類などの危険物を流さないでください。

排水溝や道路側溝などにガソリンなどの石油類を流すと、爆発や火災などの重大事故の原因となりますので絶対に流さないでください。※原因者には罰則や賠償負担金が課せられることがあります。

●こんなときは下水道課へ連絡ください。

- ・下水道のマンホールや公共桟から汚水があふれ出ている。
- ・下水道マンホールなどに、ゴミなどを捨てている人を目撃した。
- ・下水道に関する問い合わせなど。



汚水があふれている状況

【お問い合わせ】
下水道課 TEL: 941-7808

消費税率の引き上げに伴い水道料金等が改定されました。

令和元年10月に消費税率が改正されたことに伴い、令和元年12月分(令和2年2月請求分)から水道料金・下水道使用料が改定されました。(令和元年10月以降に使用した水道料金等が消費税率10%の対象となるため、上下水道局では12月分から新料金の対象としました。)

●改定前と改定後の料金比較(13・20mm口径、20㎡使用した場合)

	改定前		改定後
水道料金	2,995円		3,041円
下水道使用料	1,468円		1,489円
合計	4,463円	値上げ額	4,530円
		水道	下水道
		46円	21円
		計67円	

詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。電話でもお問い合わせください。

【お問い合わせ】
那覇市上下水道局お客様センター
TEL: 941-7804 941-7834



定型約款について

令和2年4月1日施行の改正民法にて「定型約款」に関する規定が新設されます。

「定型約款」とは「定型取引において、契約の内容及びその特定の者により準備された条項の総体」とされており、本市においては「那覇市水道給水条例」及び「那覇市水道給水条例施行規程」がこれにあたります。

令和2年4月1日以降は給水契約の申込み時において、需要者に対して定型約款を契約内容とする旨の表示等があれば、定型約款の個別の条項に合意したものとみなすことになります。

条例と規程については、上下水道局ホームページにてご確認ください。

(令和2年3月末に掲載予定です。)

【お問い合わせ】
上下水道局お客様センター
TEL: 941-7804 941-7834

便利な口座振替

水道料金等のお支払いは便利な口座振替をお勧めします！

必要なもの



ゆうちょ銀行以外の場合

各金融機関の窓口、又は お客様センター でお手続きできます。口座振替の手続き後、2ヶ月程度で自動振替が始まります。

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行窓口で、指定の様式にてお手続きをお願い致します。

お手続きには、上記の「必要なもの」のほか、下記の口座番号と加入者名が必要となります。

口座振替の手続き後、2ヶ月程度で自動振替が始まります。

- 振込先口座番号: 02030-7-14823
- 振込先加入者名: 那覇市水道事業

振替日: 毎月5日(再振替20日) 金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。

【口座振替や料金に関するお問い合わせ】
〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1
上下水道局お客様センター
TEL: 941-7804 / 941-7834
営業時間: 月～土 午前8時30分～午後6時00分
【祝日、12/29～1/3、慰霊の日を除く】

二セ職員、悪質業者にご注意を!

「上下水道局の職員です」「上下水道局から委託されて来た」などと騙り、架空請求や点検・修理を強要し代金を請求する事例にご注意ください。※以下は事例の一部です。

- ①「料金が未納なので水を止める」などと偽り、高圧的な態度で現金を請求する。
- ②上下水道局から委託された業者を装って、ご家庭に軟水器を設置して料金を請求する。
- ③水道水に試薬を入れ「水の色が変わった」と不安をあり浄水器や軟水器の購入を持ちかける。
- ④「水道水の安全性の検査を行っています」と、勝手に試験薬等で検査を行い、検査手数料を請求する。
- ⑤突然訪問して「下水道の清掃を行ったので、代金を支払ってください」といって代金を請求する。
- ⑥勝手に宅地内の設備桟(ます)を開けて「宅地内の下水道が詰まっている」「宅地内の下水道がゴキブリなどの害虫でいっぱいですよ」といって清掃を強要し、清掃料金を請求する。

このようなことを上下水道局がすることはありません！
少しでも不審に思ったら、身分証の提示を求めるか、下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ】 上下水道局お客様センター
TEL: 941-7804 941-7834

クイズ

上下水道局では地震などの災害に備え水道施設の耐震化を進めています。水道管の主要な管(基幹管路)、その他の管(配水支管)の全体の長さは約何メートル？

- ①約130km ②約530km ③約830km

答えが分かった方は、ハガキかFAX、Eメールで①答え、②住所、③氏名、④電話番号、⑤本誌の感想をご記入のうえ、次のあて先までご応募ください。

正解者の中から抽選で10名様に図書カード(1,000円分)を贈呈します。当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

あて先 〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1
那覇市上下水道局 総務課
FAX: 941-7821
Eメール: soumu@water.naha.okinawa.jp

しめ切り 令和2年3月16日(月)
※当日消印有効
※ご応募の際に得た個人情報、当選者への賞品の発送以外使用することはありません。